

平成30年6月  
大東市議会  
定例会議会議案  
条例等新旧対照表

## も く じ

・ 議案第 34 号	大阪広域水道企業団規約	
	(1) 平成 31 年 4 月 1 日施行分	2
	(2) 平成 36 年 4 月 1 日施行分	2
・ 議案第 35 号	大東市災害派遣手当等の支給に関する条例	4
・ 議案第 36 号	大東市市税条例	
	(1) 第 1 条の改正規定	6
	(2) 第 2 条の改正規定	26
	(3) 第 3 条の改正規定	30
	(4) 第 4 条の改正規定	32
	(5) 第 5 条の改正規定	34
	大東市市税条例の一部を改正する条例	38
・ 議案第 37 号	大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例	44
	大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例	44
・ 議案第 38 号	大東市指定地域密着型サービス事業者の指定ならびに指定 地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に關 する基準を定める条例	48
・ 議案第 39 号	大東市立自転車駐車場条例	
	(1) 規則で定める日施行分	50
	(2) 規則で定める日施行分	50

大阪広域水道企業団規約 新旧対照表

新
(平成31年4月1日施行分)
本則 (略)
別表第1 (略)
別表第2 (第3条関係)
泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村
(平成36年4月1日施行分)
本則 (略)
別表第1 (略)
別表第2 (第3条関係)
泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、 <u>能勢町</u> 、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村

主要改正点

- ・大阪広域水道企業団の共同処理する事務に泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町および岬町に係る水道事業の経営に関する事務を追加したこと。

旧
本則 (略)
別表第1 (略)
別表第2 (第3条関係)
四條畷市、太子町、千早赤阪村
本則 (略)
別表第1 (略)
別表第2 (第3条関係)
泉南市、四條畷市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町、太子町、千早赤阪村

大東市災害派遣手当等の支給に関する条例 新旧対照表

新
本則 (略)
別表 (第2条関係)
表 (略)
備考
1 本表中「公用の施設またはこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号) <u>第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の施設</u> 以外の施設をいう。
2 (略)

主要改正点

- ・旅館業法の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

旧
本則 (略)
別表 (第2条関係)
表 (略)
備考
1 本表中「公用の施設またはこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号) <u>第2条に規定するホテル営業および旅館業の施設</u> 以外の施設をいう。
2 (略)

大東市市税条例

大東市市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新

(大東市市税条例)

<第1条の改正規定>

第1条 ～ 第22条 (略)

(市民税の納税義務者等)

第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額および所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額および法人税割額の合算額により、第2号および第4号の者にたいしては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。

(1) ～ (5) (略)

2 (略)

3 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）または法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 (略)

(1) (略)

主要改正点

- ・ 中小事業者等の一定の設備投資に係る固定資産税を3年間ゼロとする特例措置を創設したこと。
- ・ 個人住民税の給与所得控除、公的年金等控除等について、見直しを行ったこと。
- ・ 市たばこ税の税率を段階的に引き上げたこと。

旧

第1条 ～ 第22条 (略)

(市民税の納税義務者等)

第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額および所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額および法人税割額の合算額によって、第2号および第4号の者にたいしては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。

(1) ～ (5) (略)

2 (略)

3 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）または法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 (略)

(1) (略)

## 新

(2) 障害者、未成年者、寡婦または寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生計配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

第25条～第34条（略）

（所得控除）

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項および第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額または扶養控除額を、前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項および第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。

第34条の3～第34条の5（略）

（調整控除）

第34条の6 前年の合計所得金額が25,000,000円以下である所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1)（略）

ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

## 旧

(2) 障害者、未成年者、寡婦または寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が1,250,000円を超える場合を除く。）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の控除対象配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

第25条～第34条（略）

（所得控除）

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項および第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額または扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項および第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額または山林所得金額から控除する。

第34条の3～第34条の5（略）

（調整控除）

第34条の6 所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1)（略）

ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

## 新

イ (略)

(2) (略)

ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

第34条の7 ～ 第36条 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市民税申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定により給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）もしくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除またはこれらとあわせて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄付金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）および第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 ～ 7 (略)

第36条の3 ～ 第47条の6 (略)

## 旧

イ (略)

(2) (略)

ア 50,000円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

第34条の7 ～ 第36条 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、市民税申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項または第4項の規定によつて給与支払報告書または公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額もしくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除またはこれらとあわせて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の金額の控除もしくは第34条の7の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄付金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）および第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 ～ 7 (略)

第36条の3 ～ 第47条の6 (略)

## 新

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項および第23項の規定による申告書(第10項および第11項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項および第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、およびその申告に係る税金または同条第1項後段および第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 ～ 9 (略)

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項および施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例またはこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第49条 ～ 第91条 (略)

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

## 旧

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項および第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項および第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、およびその申告に係る税金または同条第1項後段および第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 ～ 9 (略)

第49条 ～ 第91条 (略)



## 新

### (1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

### (2) かみ用の製造たばこ

### (3) かぎ用の製造たばこ

第92条の2 (略)

第93条 (略)

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを会社または特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等または引渡しがされたものおよび輸入されたものに限る。以下この条および次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等(以下この条および第98条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。

## 旧

第92条 (略)

第93条 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

## 新

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

区 分	重 量
(1) (略)	
ア <u>葉巻たばこ</u>	1 グラム
イ <u>パイプたばこ</u>	1 グラム
ウ (略)	(略)

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ

## 旧

2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区 分	重 量
(1) (略)	
ア <u>パイプたばこ</u>	1 グラム
イ <u>葉巻たばこ</u>	1 グラム
ウ (略)	(略)

## 新

税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項または第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額および法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロおよび第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合または第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量または前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号アまたはイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目

## 旧

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第92条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

## 新

ごとの1個当たりの同号アまたはイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額または紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者もしくは消費者等に売渡しをし、または消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の2の規定を適用する。

第97条 (略)

(たばこ税の申告納付の手續)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)および当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項

## 旧

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者もしくは消費者等に売渡しをし、または消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の規定を適用する。

第97条 (略)

(たばこ税の申告納付の手續)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第92条第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)およ

## 新

の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額ならびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な次項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、およびその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類および次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2 ～ 5 (略)

第99条 ～ 第145条 (略)

付 則

第1条 ～ 第4条の2 (略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一年計配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一年計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2 ～ 3 (略)

第6条 ～ 第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

## 旧

び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額ならびに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な次項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、およびその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類および次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2 ～ 5 (略)

第99条 ～ 第145条 (略)

付 則

第1条 ～ 第4条の2 (略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一年計配偶者および扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一年計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2 ～ 3 (略)

第6条 ～ 第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

## 新

2 ～ 25 (略)

26 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、0とする。

27 (略)

第10条の3 ～ 第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8または第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3 ～ 第20条の4

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第20条の5 (略)

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)または法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)

(2) ～ (6) (略)

第21条 ～ 第27条 (略)

## 旧

2 ～ 25 (略)

26 (略)

第10条の3 ～ 第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4または第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡または前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3 ～ 第20条の4

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第20条の5 (略)

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)

(2) ～ (6) (略)

第21条 ～ 第27条 (略)

## 新

第28条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、第45項もしくは第48項、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「または第34項」とあるのは「もしくは第34項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。

第29条 (略)

### <第2条の改正規定>

第1条 ～ 第93条の2 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 (略)

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) ～ (3) (略)

4 ～ 10 (略)

第95条 ～ 第145条 (略)

付 則

第1条 ～ 第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

## 旧

第28条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項もしくは第45項、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「または第34項」とあるのは「もしくは第34項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。

第29条 (略)

第1条 ～ 第93条の2 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 (略)

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) ～ (3) (略)

4 ～ 10 (略)

第95条 ～ 第145条 (略)

付 則

第1条 ～ 第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

## 新

第10条の2 (略)

2 ~ 23

24 法附則第15条第43項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第44項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。

26 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は、0とする。

27 (略)

第10条の3 ~ 第20条の2 (略)

(法附則第15条第43項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第20条の3 法附則第15条第43項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第44項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第20条の4 法附則第15条第44項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。

第20条の4 ~ 第27条 (略)

第28条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項もしくは第47項、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「または第34項」とあるのは「もしくは第34項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。

第29条 (略)

## 旧

第10条の2 (略)

2 ~ 23

24 法附則第15条第44項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、2分の1とする。

25 法附則第15条第45項に規定する固定資産税に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。

26 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、0とする。

27 (略)

第10条の3 ~ 第20条の2 (略)

(法附則第15条第44項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第20条の3 法附則第15条第44項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、2分の1とする。

(法附則第15条第45項の都市計画税に係る条例で定める割合)

第20条の4 法附則第15条第45項に規定する都市計画税に係る市の条例で定める割合は、3分の2とする。

第20条の4 ~ 第27条 (略)

第28条 法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項、第45項もしくは第48項、第15条の2第2項または第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第141条第2項中「または第34項」とあるのは「もしくは第34項または法附則第15条から第15条の3まで」とする。

第29条 (略)



## 新

### <第3条の改正規定>

第1条 ～ 第93条の2 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 (略)

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) ～ (2) (略)

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア ～ イ (略)

4 ～ 10 (略)

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。

第96条 ～ 第145条 (略)

## 旧

第1条 ～ 第93条の2 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 (略)

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) ～ (2) (略)

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア ～ イ (略)

4 ～ 10 (略)

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

第96条 ～ 第145条 (略)

## 新

### <第4条の改正規定>

第1条 ～ 第93条の2 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 (略)

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) ～ (2) (略)

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額 (たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア (略)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロおよび第4項の規定の例により算定した金額

4 ～ 10 (略)

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,552円とする。

## 旧

第1条 ～ 第93条の2 (略)

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 (略)

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) ～ (2) (略)

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額 (所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率および法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア (略)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロおよび第4項の規定の例により算定した金額

4 ～ 10 (略)

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。

## 新

第96条 ～ 第145条 (略)

### <第5条の改正規定>

第1条 ～ 第93条 (略)

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを会社または特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等または引渡しがされたものおよび輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 (略)

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

## 旧

第96条 ～ 第145条 (略)

第1条 ～ 第93条 (略)

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを会社または特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等または引渡しがされたものおよび輸入されたものに限る。以下この条および次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 (略)

2 (略)

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数および第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

## 新

- (1) (略)
- (2) (略)
- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 6 (略)
- 7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号アまたはイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号アまたはイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額または紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

## 旧

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) (略)
- (3) (略)
- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合または第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 6 (略)
- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号アまたはイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号アまたはイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額または紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる

## 新

### 9 (略)

(大東市市税条例の一部を改正する条例)

本則 (略)

付 則

第1条 ～ 第4条 (略)

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 (略)

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、大東市市税条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) ～ (2) (略)

(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき 4,000円

3 (略)

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等(同法第469条第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(大東市市税条例第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下

## 旧

ものとする。

### 10 (略)

本則 (略)

付 則

第1条 ～ 第4条 (略)

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 (略)

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) ～ (2) (略)

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき 4,000円

3 (略)

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡しまたは同条第2項に規定する売渡しもしくは消費等(同法第469条第1項第1号および第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改

## 新

「所得税法等改正法」という。) 附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5 ～ 12 (略)

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡または同条第2項に規定する売渡もしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 (略)

第5項		
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>

## 旧

正法」という。) 附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5 ～ 12 (略)

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡または同条第2項に規定する売渡もしくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等または小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 (略)

第5項		
	平成28年5月2日	<u>平成31年4月30日</u>

新

第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>

第6条 ~ 第7条 (略)

旧

第6項	平成28年9月30日	<u>平成31年9月30日</u>

第6条 ~ 第7条 (略)

議案第37号

大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例

大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新

(大東市重度障害者の医療費の助成に関する条例)

第1条 ～ 第2条 (略)

(所得制限)

第2条の2 (略)

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己または所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者もしくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋または機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は適用しない。

3 ～ 4 (略)

第3条 ～ 第14条 (略)

(大東市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例)

第1条 ～ 第2条 (略)

(所得制限)

第2条の2 (略)

主要改正点

- ・条文中の文言を整理したこと。

旧

第1条 ～ 第2条 (略)

(所得制限)

第2条の2 (略)

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己または所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者もしくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋または機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は適用しない。

3 ～ 4 (略)

第3条 ～ 第14条 (略)

第1条 ～ 第2条 (略)

(所得制限)

第2条の2 (略)



## 新

(1) ひとり親家庭の父もしくは母または養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（各年の1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者および扶養親族（以下「扶養親族等」という。）ならびに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無および数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) (略)

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己または所得税法に規定する同一生計配偶者もしくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋または機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は適用しない。

3 ～ 4 (略)

第3条 ～ 第14条 (略)

## 旧

(1) ひとり親家庭の父もしくは母または養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（各年の1月から6月までに新たに適用を受けようとする者にあつては前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者および扶養親族（以下「扶養親族等」という。）ならびに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無および数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) (略)

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己または所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者もしくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋または機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、同項の規定は適用しない。

3 ～ 4 (略)

第3条 ～ 第14条 (略)

## 議案第38号

### 大東市指定地域密着型サービス事業者の指定ならびに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例

#### 新

第1条 (略)

(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準)

第2条 (略)

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人または病床を有する診療所を開設している者（法第8条第23項に規定する複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。

第3条 ～ 第6条 (略)

#### 主要改正点

- ・介護保険法施行規則の改正に鑑み、条文中の文言を整理したこと。

#### 新旧対照表

#### 旧

第1条 (略)

(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準)

第2条 (略)

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。

第3条 ～ 第6条 (略)

大東市立自転車駐車場条例 新旧対照表

新	
(規則で定める日施行分)	
本則 (略)	
別表第1 (第2条関係)	
名 称	位 置
野崎駅西自転車駐車場	大東市南津の辺町24番および大東市野崎一丁目14番
別表第2 (略)	
(規則で定める日施行分)	
本則 (略)	
別表第1 (第2条関係)	
名 称	位 置

主要改正点

- ・野崎駅西自転車駐車場の位置を変更したこと。

旧	
本則 (略)	
別表第1 (第2条関係)	
名 称	位 置
野崎駅西自転車駐車場	大東市南津の辺町24番
別表第2 (略)	
本則 (略)	
別表第1 (第2条関係)	
名 称	位 置

新

野崎駅西自転車駐車場

大東市南津の辺町 2 4 番、大東市野崎一丁目 1 4 番および大東市深野三丁目 1 番

別表第 2 (略)

旧

野崎駅西自転車駐車場

大東市南津の辺町 2 4 番および大東市野崎一丁目 1 4 番

別表第 2 (略)

印刷物番号

30-20